

愛知労働局 需給調整事業部の募集内容、仕事概要

求人区分	パート
雇用形態	パート労働者
派遣・請負等	派遣・請負ではない
仕事の内容	<p>労働者派遣事業、職業紹介事業等に係る以下の業務</p> <p>1法令、制度等に係る事業者及び労働者等からの相談に対し、助言及び援助等の対応</p> <p>2法律に基づき職員が行う事業主等への指導監督に係る補助業務</p> <p>3説明会、セミナー等の講師業務</p> <p>4行政ADR(裁判外紛争解決手続)に関する相談等の業務</p> <p>5新規許可申請書類、許可更新申請書類の受理及び審査業務</p> <p>6各種変更届、廃止届、事業報告書等の受理及び審査業務</p> <p>7報告未提出事業主等への指導監督に係る補助業務</p> <p>8その他上記に係る付随業務</p> <p>(変更範囲:原則なし)</p>

給与、手当について

賃金	<p>2,309円～2,348円 ※フルタイム求人の場合は月額に換算した額、パート求人の場合は時間額を表示しています</p> <p>給与の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼基本給(月額平均)又は時間額 2,309円～2,348円 ▼定額的に支払われる手当 - ▼固定残業代 なし ▼その他の手当等付記事項 <ul style="list-style-type: none"> ・時間額＝日給÷6.5時間 ・賃金は上記の幅で学歴、職歴を考慮して決定 ・再採用者は別途勤務歴を考慮して決定 ・人事院規則の改正等により基本給が変更となる可能性あり <p>賃金形態</p> <p>日給15,013円～15,265円</p>
----	--

労働時間について

就業時間	<p>就業時間1</p> <p>8時30分～16時00分</p> <p>就業時間2</p> <p>9時00分～16時30分</p> <p>就業時間3</p> <p>9時45分～17時15分</p> <p>特記事項</p> <p>(1)(2)(3)いずれの時間帯でも勤務可能な方 年間240日勤務(月平均20日)</p>
時間外労働時間	<p>なし</p> <p>月平均時間外労働時間</p> <p>36協定における特別条項</p> <p>なし</p>
休憩時間	60分
週所定労働日数	週5日程度
休日	<p>▼休日 土曜日、日曜日、祝日、その他</p> <p>▼週休二日制 毎週</p> <p>▼その他の休日 年末年始12/29～1/3</p>
年次有給休暇	6ヶ月経過後の年次有給休暇日数:10日